

大網白里市景観条例

(目的)

第1条 この条例は、本市の良好な景観の形成の促進を図るため、景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項及び法第8条第1項に規定する景観計画（以下「景観計画」という。）の推進に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 工作物 建築基準法（昭和25年法律第201号）第88条第1項に規定する工作物及び規則で定めるものをいう。
- (2) 開発行為 都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第12項に規定する開発行為をいう。
- (3) 市街化区域 都市計画法第7条第1項に規定する市街化区域をいう。
- (4) 市街化調整区域 都市計画法第7条第1項に規定する市街化調整区域をいう。

2 前項に定めるもののほか、この条例における用語の意義は、法及びこれに基づく命令において使用する用語の例による。

(市の責務)

第3条 市は、良好な景観の形成に関する総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 市は、前項の施策の策定及び実施に当たっては、市民及び事業者の意見が反映されるよう努めなければならない。
- 3 市は、良好な景観に関する啓発及び知識の普及を図るため、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 4 市は、公共施設の整備を行うときは、良好な景観の形成に先導的な役割を果たすよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、土地の利用等の事業活動に関し、良好な景観の形成に自ら努めるとともに、市が実施する良好な景観の形成に関する施策に協力しなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、自らが良好な景観の形成の主体であることを認識し、良好な景観の形成に積極的な役割を果たすよう努めるとともに、市が実施する良好な景観の形成に関する施策に協力しなければならない。

(景観計画の策定の手続)

第6条 市長は、景観計画を定めようとするときは、あらかじめ、大網白里市景観審議会の意見を聴くとともに、公聴会の開催その他の市民及び事業者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

2 前項の規定は、景観計画の変更について準用する。

(景観重点地区等)

第7条 市長は、重点的に良好な景観の形成を図る必要があると認める区域にあつては景観重点地区として、及び路線にあつては景観重点路線（以下これらを「景観重点地区等」という。）として、それぞれ指定することができる。

2 市長は、前項の規定により景観重点地区等を指定しようとするときは、当該景観重点地区等に関し法第8条第2項第2号に掲げる事項を景観計画に定めるものとする。

(景観計画への適合)

第8条 法第16条第1項各号に掲げる行為をしようとする者は、その行為が景観計画に適合するよう努めなければならない。

(事前協議)

第9条 法第16条第1項又は第2項の規定による届出をしようとする者は、当該届出に係る行為に関する事項について市長に協議することができる。

2 前項の規定による協議をしようとする者は、事前協議書に規則で定める書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(助言又は指導)

第10条 市長は、前条の規定による協議があつた場合において、その協議に係る行為が景観計画に定められた当該行為についての制限に適合しないと認

めるときは、その協議をした者に対し、その協議に係る行為に関し必要な措置を講ずるよう助言又は指導をすることができる。

2 市長は、前項の規定による助言又は指導に当たり必要があると認めるときは、大網白里市景観アドバイザーの助言を求めることができる。

(行為の届出に添付する図書)

第11条 景観法施行規則（平成16年国土交通省令第100号）第1条第2項第4号に規定する条例で定める図書は、平面図その他の規則で定める図書とする。

(良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれのある行為として条例で定める行為)

第12条 法第16条第1項第4号に規定する条例で定める行為は、次の各号に掲げる行為とする。

- (1) 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更
- (2) 木竹の植栽又は伐採
- (3) 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積
- (4) 水面の埋立て又は干拓

2 前項に規定する行為に係る法第16条第1項の規定による届出は、同項に規定する事項を記載した届出書に規則で定める図書を添付して行うものとする。

3 法第16条第1項の条例で定める事項は、行為をしようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び所在地）並びに行為の完了日とする。

4 法第16条第2項の条例で定める事項は、設計又は施行方法のうち、その変更により同条第1項の届出に係る行為が同条第7項各号に掲げる行為に該当することとなるもの以外のものとする。

(届出及び勧告等の適用除外)

第13条 法第16条第7項第11号の条例で定める行為は、次の各号に掲げる行為とする。

- (1) 市街化区域の区域内における次のいずれかに該当する行為

ア 都市計画法第8条第1項第1号に規定する第1種低層住居専用地域における軒の高さが7メートル以下であって、地階を除く階数が2以下、かつ、延床面積が500平方メートル以下の建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更（以下「建築等」という。）

イ 都市計画法第8条第1項第1号に規定する第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域又は第2種住居地域における高さが10メートル以下、かつ、延床面積が500平方メートル以下の建築物の建築等

ウ 都市計画法第8条第1項第1号に規定する近隣商業地域又は準工業地域における高さが15メートル以下、かつ、延床面積が500平方メートル以下の建築物の建築等

エ 都市計画法第8条第1項第1号に規定する商業地域における高さが20メートル以下、かつ、延床面積が500平方メートル以下の建築物の建築等

(2) 市街化調整区域の区域内における専用住宅及び兼用住宅並びにこれらに付随する車庫、倉庫その他の建築物の建築等

(3) 高さが15メートル以下の工作物の新設、増築、改築、若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

(4) 開発区域の面積が1,000平方メートル未満の開発行為

(5) 面積が600平方メートル未満の土地の開墾、土砂の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更

(6) 面積が600平方メートル未満の木竹の植栽又は伐採

(7) 面積が600平方メートル未満の屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積

(8) 面積が600平方メートル未満の水面の埋立て又は干拓
(特定届出対象行為)

第14条 法第17条第1項の規定により条例で定める行為は、景観重点地区等において行う行為であって、法第16条第1項第1号又は第2号の規定により届出を要する行為とする。

(行為の完了等の届出)

第15条 法第16条第1項又は第2項の規定による届出をした者は、当該届出に係る行為を完了し、又は中止したときは、規則で定めるところにより、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(勧告及び命令に係る手続)

第16条 市長は、法第16条第3項の規定による勧告（以下「勧告」という。）又は法第17条第1項若しくは第5項の規定による命令（以下「命令」という。）を行おうとする場合において必要があると認めるときは、大網白里市景観審議会の意見を聴くものとする。

(公表)

第17条 市長は、勧告又は命令を受けた者が正当な理由なくこれに従わないときは、規則で定めるところにより、その旨を公表することができる。

2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該公表の対象となる者の意見を聴くものとする。ただし、その者が正当な理由なく意見の聴取に応じないときその他意見の聴取が困難であると市長が認めるときは、この限りでない。

(公共施設景観形成指針の策定等)

第18条 市長は、公共施設の整備による良好な景観の形成を推進するための指針（以下「公共施設景観形成指針」という。）を定めることができる。

2 市長は、公共施設景観形成指針を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、大網白里市景観審議会の意見を聴かなければならない。

(景観重要建造物等の指定等の手続)

第19条 市長は、法第19条第1項の規定による景観重要建造物の指定（以下「景観重要建造物の指定」という。）をしようとするとき又は法第28条第1項の規定による景観重要樹木の指定（以下「景観重要樹木の指定」という。）をしようとするときは、あらかじめ、当該建造物の所有者又は当該樹木の所有者の意見を聴くとともに、大網白里市景観審議会の意見を聴かなければならない。

2 市長は、景観重要建造物の指定又は景観重要樹木の指定をしたときは、その旨を告示するとともに、規則で定めるところにより、標識を設置するものとする。

3 市長は、法第27条第2項の規定による景観重要建造物の指定の解除又は法第35条第2項の規定による景観重要樹木の指定の解除をしようとするときは、あらかじめ、大網白里市景観審議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、法第27条第1項若しくは第2項の規定による景観重要建造物の指定の解除又は法第35条第1項若しくは第2項の規定による景観重要樹木の指定の解除をしたときは、その旨を告示するとともに、第2項の規定により設置した標識を撤去するものとする。

(原状回復命令等の手続)

第20条 市長は、法第23条第1項（法第32条第1項において準用する場合を含む。）の規定により原状回復を命じ、又はこれに代わるべき必要な措置をとるべき旨を命じようとする場合において必要があると認めるときは、大網白里市景観審議会の意見を聴かなければならない。

(景観重要建造物の管理の方法の基準)

第21条 法第25条第2項の規定により条例で定める景観重要建造物の良好な景観の保全のため必要な管理の方法の基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 消火器の設置その他の防災上の措置を講じること。
- (2) 景観重要建造物の滅失を防ぐため、その敷地、構造及び建築設備の状況を定期的に点検すること。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、景観重要建造物の良好な景観の保全のために必要な管理の方法の基準として規則で定めるもの

(景観重要樹木の管理の方法の基準)

第22条 法第33条第2項の規定により条例で定める景観重要樹木の管理の方法の基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 景観重要樹木の良好な景観を保全するため、^{せん}剪定その他の必要な管理をおこなうこと。

(2) 景観重要樹木の滅失、枯死等を防ぐため、病害虫の駆除その他の措置を行うこと。

(3) 前各号に掲げるもののほか、景観重要樹木の管理の方法として規則で定めるもの

(管理に関する命令又は勧告の手続)

第23条 市長は、法第26条又は法第34条の規定により必要な措置を命じ、又は勧告をしようとする場合において必要があると認めるときは、大網白里市景観審議会の意見を聴かなければならない。

(景観まちづくり市民団体の認定等)

第24条 市長は、良好な景観の形成の推進を目的として自主的な活動をする団体であって、規則で定める要件に該当するものを景観まちづくり市民団体（以下「市民団体」という。）として認定することができる。

2 前項の認定を受けようとする団体は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

3 市長は、第1項の認定をしようとするときは、あらかじめ、大網白里市景観審議会の意見を聴くものとする。

4 市長は、市民団体が第1項の規則で定める要件に該当しなくなつたと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

(計画提案を行うことができる団体)

第25条 法第11条第2項の条例で定める団体は、前条第1項の規定により市長の認定を受けた市民団体とする。

(景観づくりモデル地区の認定等)

第26条 市長は、市民が主体となり、市民と市の協働による景観の形成を推進する地区として市民団体から提案のあつた地区を景観づくりモデル地区（以下「モデル地区」という。）として認定することができる。

2 前項の提案は、規則に定めるところにより、市長に対し行うものとする。

3 市民団体は、モデル地区の認定を提案しようとするときは、当該認定を受けようとするモデル地区の景観づくりに係る計画（以下「景観づくりモデル地区計画」という。）の素案を作成し、市長に提出するものとする。

- 4 市長は、前項の規定により景観づくりモデル地区計画の素案が提出されたときは、当該市民団体と協議の上、景観づくりモデル地区計画の案を作成するものとする。
- 5 市長は、モデル地区を指定し、及び景観づくりモデル地区計画を策定しようとするときは、あらかじめ、大網白里市景観審議会の意見を聴かなければならない。
- 6 市長は、モデル地区の指定をしたときは、当該市民団体に通知するとともに、その旨を告示するものとする。
- 7 市長は、モデル地区の指定をしないときは、その旨及びその理由を、当該市民団体に通知しなければならない。
- 8 前6項の規定は、モデル地区の指定の変更に準用する。
- 9 市、事業者及び市民は、景観づくりモデル地区計画を遵守し、当該モデル地区の景観の形成を推進するよう努めなければならない。

(大網白里市景観資産の認定等)

第27条 市長は、景観の形成に重要な役割を果たしていると認められる建築物、工作物、樹木、樹林、河川、湧水等のうち規則で定める要件に該当するものとして市民から提案のあったものを大網白里市景観資産（以下「景観資産」という。）として認定することができる。

- 2 前項の提案は、規則で定めるところにより、市長に対して行うものとする。
- 3 市長は、景観資産の認定をしようとするときは、あらかじめ、その所有者及び権原に基づく占有者（以下「所有者等」という。）の意見を聴くとともに、大網白里市景観審議会の意見を聴かなければならない。
- 4 市長は、景観資産の認定をしたときは、当該提案をした者及び当該景観資産の所有者等（次項において「提案者等」という。）に通知するほか、その旨を告示するとともに、規則で定めるところにより標識を設置するものとする。
- 5 市長は、景観資産の認定をしないときは、その旨及びその理由を、提案者等に通知しなければならない。
- 6 景観資産の所有者等は、当該景観資産の現状を変更し、又は所有権その他の権利を移転しようとするときは、あらかじめ、その内容を市長に届け出な

なければならない。ただし、通常の管理行為、非常災害のため必要な応急措置として行う行為その他市長が必要と認める行為は、この限りでない。

7 市長は、前項の規定による届出があった場合において必要があると認めるときは、当該届出に係る事項について、助言又は技術的支援をすることができる。

8 第3項の規定は、景観資産の認定の解除をしようとするときについて準用する。

9 市長は、景観資産の認定の解除をしたときは、提案者等に通知するほか、その旨を告示するとともに、第4項の規定により設置した標識を撤去するものとする。

(助成等)

第28条 市長は、景観重要建造物又は景観重要樹木の所有者に対して、予算の範囲内において、その保全及び管理のために必要な技術的支援を行い、又はその保全及び管理に要する経費の一部を助成することができる。

2 市長は、市民団体に対して、予算の範囲内において、その活動のために必要な技術的支援を行い、又はその活動に要する経費の一部を助成することができる。

(表彰)

第29条 市長は、本市の良好な景観の形成に貢献したと認められる個人又は団体を表彰することができる。

2 市長は、前項に掲げるもののほか、本市の良好な景観の形成に寄与していると認められる建築物、工作物その他の物件について、その所有者、設計者、施工者等を表彰することができる。

(大網白里市景観審議会の設置)

第30条 市長は、この条例に定める事項のほか、市長の諮問に応じ、景観の形成に関する事項を調査審議するため、大網白里市景観審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

3 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

(1) 市民

- (2) 学識経験者
- (3) 各種団体の代表者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) その他市長が必要と認める者

4 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

6 審議会は、景観の形成に関する専門的事項を調査審議させるため、専門部会を置くことができる。

(大網白里市景観アドバイザーの設置)

第31条 市長は、良好な景観の形成の推進を図るため、専門的な助言を行う大網白里市景観アドバイザー（以下「景観アドバイザー」という。）を置くことができる。

2 景観アドバイザーの数は、2人以内とする。

3 景観アドバイザーは、良好な景観の形成に関し、専門的知識及び経験を有する者のうちから、市長が委嘱する。

4 景観アドバイザーの任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(委任)

第32条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年10月1日から施行する。